

ベース、コンピュータ教室等情報化対応スペースの整備充実を促進するとともに、建物の耐久性を確保するための大規模改造及び屋外教育環境等の整備充実を促進する。

(2) 高等学校の施設・設備の整備充実

校舎の大規模改修、体育館の整備など施設・設備の充実を図るとともに、産業教育の振興・発展のため、実験実習施設・設備の整備充実に努める。

(3) 県教育センターの整備充実

研修・研究等の事業の充実を図るため、施設・設備の整備充実及び教材・教具の整備を行い、研修・研究施設としての機能の充実に努める。

四、社会参加をめざす養護教育の推進

(1) 教育内容・方法の改善充実

改訂された学習指導要領の趣旨の徹底を図るため、講習会を開催する。また、障害の種類・程度に応じた基礎学力の向上を図るために、児童生徒一人一人の障害の

児童生徒の実態把握及び学習指導内容・方法等の改善充実を行うとともに、各種研修会の開催、指導資料の作成配布等を実施する。

特に、児童生徒の障害の状態を改善し、または克服するため、各学校の養護・訓練の指導内容・方法の改善充実に努める。

(2) 学校の養護・訓練の指導内容・方法の改善充実に努める。

重度・重複障害教育内容の充実と方法の開発、障害の重度・重複化に対応した障害の的確な把握とそれに応じた教育内容・方法の研究等を行う学校を指定して、実践的研究を推進し、その成果の普及に努める。

(3) 道徳教育・特別活動の充実

教育活動全般を通じて、障害の種類・程度及び特性に応じた道徳的実践の指導に努める。

また、特別活動の充実を図るため、各学校における指導資料の効果的な活用について指導に努める。

(2) 生徒指導の充実

① 教育課程の改善充実

障害の種類・程度及び特性に応じた生徒指導の充実を図るために、指導研修会を開催するとともに、指導資料の効果的な活用及び教育相談体制等の整備充実を図るよう指導に努める。

② 家庭、地域社会、関係機関との連携強化

生徒指導の充実に資するため、

家庭啓発パンフレットの効果的な活用について指導を行い、学校と家庭、地域社会及び施設や医療機関等との連携強化に努める。

(3) 教職員の確保と資質の向上

① 教職員の確保と適正配置の推進

教職員組織の充実を図るため、教職員定数の確保に努めるとともに、学校の実態を考慮した適正な教職員配置に努める。

また、教職員に優れた人材を確保するため、その方策について検討するとともに、広報活動を推進する。

② 教育機会の拡充

① 心身障害児の適正就学の推進

心身障害児の適正就学を図るために、県心身障害児就学指導委員会の開催と県養護教育センターにおける教育相談機能の充実に努めるとともに、就学指導講習会等の充実を図り、市町村就学指導機関の機能・運営の充実を促進する。

② 養護学校及び特殊学級の適正配置の推進

養護学校対象児及び地域の実態に基づき、適正な学校配置を図るため、会津養護学校（精神薄弱、通学制）の開校、及び県中地区養護学校（精神薄弱、通学制）の設置を推進する。

また、特殊学級対象児及び地域の実態に応じた特殊学級の適正配置に努めるよう市町村の指導に当たる。

③ 養護学校高等部の適正配置の推進

後期中等教育審議会の答申を踏まえ、養護学校高等部の適正配置を図るため、いわき養護学校高等部の開校準備及び他地区における精神薄弱養護学校（通学制）高等

種類・程度に応じた適切な指導助言ができるよう指導主事及び学校教育指導委員の指導力の向上を図り、指導体制の充実に努めるとともに、市町村の指導に当たる。

(4) 教育機会の拡充

① 心身障害児の適正就学の推進

心身障害児の適正就学を図るために、県心身障害児就学指導委員会の開催と県養護教育センターにおける教育相談機能の充実に努めるとともに、就学指導講習会等の充実を図り、市町村就学指導機関の機能・運営の充実を促進する。

また、教職員に優れた人材を確保するため、その方策について検討するとともに、広報活動を推進する。

② 養護学校及び特殊学級の適正配置の推進

養護学校対象児及び地域の実態に基づき、適正な学校配置を図るため、会津養護学校（精神薄弱、通学制）の開校、及び県中地区養護学校（精神薄弱、通学制）の設置を推進する。

また、特殊学級対象児及び地域の実態に応じた特殊学級の適正配置に努めるよう市町村の指導に当たる。

③ 養護学校高等部の適正配置の推進

後期中等教育審議会の答申を踏まえ、養護学校高等部の適正配置を図るため、いわき養護学校高等部の開校準備及び他地区における精神薄弱養護学校（通学制）高等